



# 進路だより

## 身体障害者手帳、療育手帳の再認定の期限が1年間延長されます

標記の件につきまして、5月8日の本校のWebページ及び5月19日の保護者様への一斉メールでお知らせいたしました。大事なことであることから、本日よりでもお伝えしたいと思います。

- 1 対象者
  - ・身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方  
(**令和2年3月から令和3年2月までの間に再認定**の期限が到来する方に限ります)
  - ・(例) 令和2年5月に再認定の期限が到来する方  
→ 令和3年5月まで再認定の期限を延長
- 2 その他
  - ・**手続きは不要**です。対象者の方は、申請などの手続き不要で、再認定の期限が延長されます
- 3 問い合わせ先
  - ・群馬県健康福祉部障害政策課 TEL：027-226-2634

## 伊勢崎市の障害福祉サービスの相談窓口が一元化されます

- 標記の件について、5月22日付の上毛新聞に記事が掲載されました。お読みになった方も多と思います。令和2年4月より、伊勢崎市の障害福祉サービスの**相談窓口**が、伊勢崎市障害者基幹相談支援センター（以下、基幹相談支援センター）に一元化されます。
- 従前は、市役所の障害福祉課や子育て支援課、伊勢崎市こども発達支援センターでも相談に対応していました。今後の相談窓口は、基幹相談支援センターに**一元化**されます。
- 昨年度まで、基幹相談支援センターは9名の相談支援専門員が配置されていましたが、令和2年度は、**児童**の障害や福祉サービスに詳しい相談支援専門員が**1名増員**となりました。
- 基幹相談支援センターは、以下のことに対応しています。

- ・地域で安心して生活できるように総合的に支援
- ・障害福祉サービスの利用に関する相談
- ・様々な制度の活用支援
- ・生活上の困りごと
- ・障害に関する不安や困りごと
- ・人間関係や家族関係の悩みごと
- ・障害者差別に関する相談
- ・関連機関等と連携しての支援、など

- その他、基幹相談支援センターの運営は、以下のようです。
  - ・相談は**無料**です。
  - ・**秘密は厳守**されます。
  - ・開館は、月曜から金曜（祝祭日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分です。
  - ・問い合わせ

〒372-0058 伊勢崎市西田町71番地 伊勢崎市障害者センター内  
TEL：0270-75-5771